

学生・教職員の濃厚接触時の対応フロー

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日以降、感染症法上、5類感染症に変更になり、濃厚接触者の特定を行わないため、**濃厚接触者への対応は2023年5月7日迄**となります。

【濃厚接触者とは】

新型コロナウイルスに感染していることが確認された人と必要な感染予防策をせずに1m程度の距離で15分以上接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている人が濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から診断後隔離された日まで）に接触のあった人について、関係性、接触の程度などについて、保健所または陽性者が個別に濃厚接触者に該当する方を判断します。

自身が濃厚接触者となった場合

- ・陽性者と接触した翌日から5日間の自宅待機をお願いします。6日目から解除です。保健所から指示がある場合はそれに従って下さい。
- ・但し、7日間は「健康観察シート」にて健康管理を行い高リスク箇所への外出・会食を控え、マスクを着用する等、周囲への配慮をお願いします。

家族（同居者）やそれに準ずる人が濃厚接触者となった場合

家族（同居者）のPCR等の検査結果が確定するまでは、念のため様子をみて、不要不急の外出と登校・出勤を控えてください。

自宅療養（登校・出勤停止）以下の自宅生活上の注意を実施する

- ・感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
- ・感染者の世話をする人は、出来るだけ限られた方(一人が望ましい)にする
- ・出来るだけ全員がマスクを使用する
- ・こまめにうがい・手洗いをする
- ・日中は出来るだけ換気をする
- ・取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- ・汚れたシーツ、衣類等を洗濯する
- ・ゴミは密閉して捨てる
- ・本学の「健康観察シート」を使用し、健康観察を行う

自宅療養中に新型コロナ感染症と判明した場合
すみやかに大学に連絡する。

学生は **Microsoft Forms（罹患者用）** で報告

（電話連絡は不要）。

教職員は総務課に電話連絡する

（電話 011-386-8111）。

※その後の対応は「学生・教職員で、新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合の対応フロー」に則る。



（厚生労働省ホームページ [新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）](#)「家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に、家庭でどんなことに注意すれば良いでしょうか。」参照）

学生は **Microsoft Forms（濃厚接触者用）** で報告（電話連絡は不要）。

教職員は総務課に電話連絡する。（電話 011-386-8111）



PCR等検査陰性・無症状で経過

保健所・医療機関の指示に従い行動する

接触から5日間の自宅待機。症状が出なければ解除

PCR等検査陽性・発熱や咳等の風邪症状、強いだるさや味覚・嗅覚障害が出現

登校・出勤開始

学生は「健康観察シート」を教育支援課で確認してもらい、「感染症による授業欠席について」を授業担当者へ提出する。

「学生・教職員で、新型コロナウイルスの罹患が疑われる場合の対応フロー⑥、⑦へ」